

《論 説》

資産の下向的評価損失を巡る会計と税務の対立と交錯

－債務（損失）確定主義と公正価値会計との相克－

小 林 裕 明

はじめに

企業会計の分野では、バランスシート項目の公正価値評価を重視し、金融商品、事業用固定資産、棚卸資産の会計基準では、期末資産価額の下向的評価換えについて相次いで規定の整備が図られた。これは資産の収益性が低下する場合、過大な帳簿価額を回収可能な額まで切下げ、将来に損失を繰越さないための処理と説明される。

これら資産損失の計上について、法人税法（以下、条文引用に際しては「法」と記述する）は原則損金不算入（法33条1項）の立場をとっており、評価損の計上を損金算入できる例外的な場合（法33条2項、法人税法施行令¹68条1項）でも、物理的損傷や法的手続の決定等の具体的な確定事実に跡付けて容認している。資産が全体的に滅失したり金銭的に無価値となる場合には、公正処理基準（法22条4項）に基づき損失として損金に算入されるが、実務的には損失の確定が要件とされ、判決でも支持されている。このように、損失の計上に対しては、会計と税務の「土壌」が大きく異なる。

本稿では、まず法人税法がどのような要件をもって損金の計上を容認しているのか、債務確定主義あるいはそれと根を同じくする損失の損金計上の考え方を明らかにしたい。そして、近時の税制改正で債務確定がどのような形で反映されているか、キャッシュ・アウトフローを伴わない発生費用の典型である引当金、減価償却の改正を例に検証したい。さらに、公正価値会計の進展がどのような点で法人税法のスタンスと相克するか、回収可能原価説と債務（損失）確定主義の相違を踏まえながら論じたい。

なお、会計と税務の違いは法人税法に別段の定めを規定することによって凌駕し得るが、そのような立法論による解決を念頭に置かず、まずは会計と税務の考え方を比較することにより、税法における確定主義の現代的意義について考察したい。

1 法人税法上の損金の考え方

(1) 損金に関する法人税法の規定

法22条3項は、損金の範囲を包括的に規定している。すなわち、「内国法人の各事業年度の所得

1 以下、引用に際して「令」と略す。

の金額の計算上当該事業年度の損金の額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、次に掲げる額とする」と規定し、その内容として、

- ①当該事業年度の収益に係る売上原価，完成工事原価その他これらに準ずる原価の額
- ②前号に掲げるもののほか，当該事業年度の販売費，一般管理費その他の費用（償却費以外の費用で当該事業年度終了の日までに債務の確定しないものを除く。）の額
- ③当該事業年度の損失の額で資本等取引以外の取引に係るものを掲げている。

これは、企業会計における原価，費用及び損失にそれぞれ対応した分類であり、会計実務で収益と直接ないし間接的に対応し控除されるべき項目は、原則として損金となることを規定している。企業会計上，費用の認識基準としては発生主義がとられているから，税務上も原則的には発生主義会計を包括的に採り入れているといえる。ここに，費用の認識基準としての発生主義は，経済的価値の消費や時間の経過等の原因事実の発生をとらえて費用を計上するものである²。

しかし，当期中に発生した額すべてを損金に取込むのではなく，2号において「債務の確定しないものを除く」と規定し，発生主義とは別途の要件を付加している（債務確定主義）。これは，発生費用については，内部的な計算に基づいて計上される償却費や引当損を除けば，外部取引において目的物の引渡時期及び取引金額が決定されるから，そうした取引相手との間で形成される私法関係に依拠して損金の認識を行おうとするものである。収益については，原則的には実現主義が採用され，通常は目的物の引渡しの際に所有権の移転及びその対価の請求権（債権）が確定（実現）するため，その時期をとらえて益金を認識する権利確定主義がとられるが，これは債権・債務の成立という点からは債務確定主義と表裏一体の関係にある。

(2) 課税所得計算における金額の明確性及び認識の確実性

こうした債務確定の要件の背景にあるのは，所得計算における金額の明確性及び認識の確実性の要請であると考えられる。課税所得計算においては，所得金額（ひいては課税額）及び所得の年度帰属を一義的に定めるため，益金・損金の計上については，その発生が確実となり金額が明確となった時点に行わなければならない。そのために，外部取引により生じる収益・費用については，私法上の法律関係に関わらず権利義務が確定した時点をとらえて，金額及び計上時期を決定するのが合理的である。当事者の合意の上で一義的に形成された価格により取引が行われ，法律関係が安定するからである。通常の商品売買であれば，権利義務の確定は引渡し時点でなされると解される³。

一方，内部的に計上される償却費や損失についても，金額の明確性及び認識の確実性が要請される。減価償却については，経理自由の原則の下では償却方法の選択や耐用年数の決定が企業の実情に応

2 収益に直接賦課される製造原価，売上原価等については，発生費用のうち当期の収益に対応する部分のみを原価として切り出し，残余を棚卸資産として次期以降に繰り越す（費用収益対応原則）。つまり，所得計算上もまず収益を確定させたのち，それに対応する原価を測定する思考が部分的に介入している。

3 「無条件請求権説」の考え方によれば，「資産の譲渡の場合についていえば，目的財産の引渡によって相手方は同時履行の抗弁権を失い，それと同時に，譲渡者の代金請求権は無条件のものとなるから，資産の引渡の際に所得は実現する」。（金子〔1995〕300頁）

じた会計判断にゆだねられるのだが、法は、減価償却資産ごとに償却方法及び耐用年数を画定し、損金算入限度額を一義的に規定する。また、損失についても、後述するように、観察可能な事実に基づいて、金額及び認識時期が極力幅を持たないで一義的に定まるようにすることに加え、損金経理要件を付して確定決算に反映することを求めている。このように外部取引によらない費用・損失の計上についても、処理の細目を省令等で規定するほか損金経理要件を付すなど、経理の自由を狭め画一的な課税所得計算を行うことが求められる。

(3) 債務確定の内容

法22条3項2号「債務の確定」の具体的な内容は、法人税法基本通達（以下、「法基通」と略す。）に次の3要件をすべて具備するものと規定されている（法基通2-2-12）。すなわち、

- ①当該事業年度終了の日までに当該費用に係る債務が成立していること（債務の成立）
- ②当該事業年度終了の日までに当該債務に基づいて具体的な給付をすべき原因となる事実が発生していること（原因事実の発生）
- ③当該事業年度終了の日までにその金額を合理的に算定することができるものであること（金額の明確性）

が挙げられる。

第一に、債務の成立⁴は、債務者の行為（給付義務）にかかわらせて、期末時点で有効な債務が存することを要するものである。債務者の行為になぞらえて債務が主観的に存するだけでは、課税所得計算における明確性や確実性を確保できないことから、さらに第二、第三の要件が過重されたものと考えられる⁵。

なお、将来における特定の費用であり具体的な給付義務を負うわけでない負債性引当金については、法的には単なる見積費用ととらえられ、この要件から外れることとなる。

第二に、原因事実の発生については、損金としての認識時期に確実性を持たせるための要件ととらえられる。条件付債務は、「民法上の債務成立の要件をすべて満足するとしても、条件成就によって具体的な負担となるかどうかは未確定な状況にある」⁶。そこで給付を行うべき原因事実が発生していること、すなわち債務者が給付を行う状況が確定していることが必要となる。

これらのことから債務性引当金、すなわち条件付債務に係る引当金は、第一の要件を満たすがこの要件からは外れることとなる。

第三に、金額の明確性については、事実関係や確定的な事象に基づき課税所得計算を確実に行うための要件である。民法上、金銭で見積もり得ない一定の不作为債務も債権の目的となる⁷ので、これら「金銭で見積もり得ないもの」を損金から排除するために、この要件が必要となる。

4 債務の成立は、債権の成立と表裏一体の関係にあると考えられるが、その要件としては、第一に給付が適法かつ社会的に妥当なものであること、第二に給付が実現可能なものであること、第三に給付の内容が確定しうべきものであることを要するとされる。（武田隆二 [2003] 103頁）

5 武田隆二 [2003] 105頁

6 同上

7 同上

また、金額の明確性については、信頼性の高い計算要素をもとに課税所得の算定を行うことを要請している。通常、活発な市場における取引価格は客観性、確実性を具備しており、課税所得計算上、これを利用するのが合理的であるが、所得計算の中で見積計算を用いる場合（例えば、工事進行基準の総工事原価見積り）や不確定の時価に基づく評価を行う場合（例えば、棚卸資産の低価基準の適用）があり、そのときには極力、恣意的な将来予測の介入を排除し、あるいは信頼性が高く確定的な価格を使用することが要請される。

(4) 債務確定主義の適用範囲

債務確定は、「当該事業年度の販売費、一般管理費その他の費用」（2号）について要するものとされ、発生費用のうち支払義務の確定していないものが除かれる。これらの費用は一般的に、対外的な取引関係の中で支出又は支払義務を伴って発生することから、確実に現在又は将来の資金流出を伴うもののみを損金とする。また、発生費用の典型であり資金流出を伴わない引当金（引当損）及び償却費については、別段の定めをもって損金と取扱うこととしている。

一方、原価（1号）及び損失（3号）については、債務確定の要件が付加されていない。原価は、製造原価、売上原価、完成工事原価等、販売収益と個別的・直接的な対応関係を有するものに限られ、販売収益に貢献しない部分は在庫原価として次期以降に繰り越される（費用収益対応原則）。債務の確定した発生費用でも、在庫分に係るものは当期の原価から除外されることになるので、債務確定の要件が付加されなかったものと解される⁸。

ただし、原価は、形態別に材料費、労務費、経費など各種の費目から構成されており、2号との均衡上、これら構成要素となる費目は、原価算入される減価償却費を除けば購入段階においては債務の確定を要すると考えられ⁹、見積費用の段階で原価算入することは原則的には許されないと解すべきである。

もっとも、実務的にはすでに販売した商品や役務の原価を構成する特定の費目について債務が確定しない事例が考えられる。この場合、確定収益に対応する原価の計上ができない不合理が生じる¹⁰ことから、完成引渡しを済ませ実現した販売商品や工事収益の原価が確定していない場合¹¹には、合理的な算定方法により適正な見積原価を計上できるものとして取扱われている（法基通2-2-1、2-2-3～4）¹²。これは発生が確実な費目の原価計上を認めたもので、一種の引当経理で

8 武田昌輔「法人税法における『確定した債務』の研究」税理53年8月号（1978年）5頁

9 品川芳宣「法人税における損金の本質」税務会計研究会編『税務会計研究』（1997年）97頁。なお、この点について「一号原価についても、…見積りの前提となる債務発生の原因たる事実（債務発生項目）は確定していることが必要」との判示がある。（大阪地裁昭和57年11月17日判決、税資128号410頁、品川前掲論文112頁）また、武田昌輔前掲論文〔1978〕5頁も同旨。

10 原価は販売収益に直接対応するものであるから、かかる不合理の解消は債務確定による認識時期の後転に優先すべきと考える。

11 窪田編〔2008〕178頁

12 法令解釈通達では、決算日の現況から「確定していない費用が売上原価等となるべき費用かどうか」は、資産の販売等の「契約の内容、当該費用の性質等を勘案して合理的に判断」し、「その金額を適正に見積もるもの」としている（法基通2-2-1）。また、砂利採取業者が採取後の跡地の原状回復を約している場合には、埋戻し費用を一種の引当経理により損金算入することを認めている（法基通2-2-4）。また同旨の処理を認めた判決として大阪地裁昭和56年11月17日判決があり、裁判例においても、弊害にならない一定の原価構成費目の見積

あり部分的に債務確定の要請を緩めたものと理解できる。しかし、法22条3項1号に債務確定の定めがないからといって、無秩序に見積費用の原価算入が許されるという趣旨ではないと考える。

損失は、収益との個別的・期間の関係が切断された一方的な経済的価値の犠牲又は滅失である。損失は、損害賠償金のように対外的な債務関係を伴う損失¹³と、災害、盗難による資産損失のように債務関係を伴わず内部的処理によって計上される損失とがあり、そもそも一律に債務確定の要件を付すことはできない。

しかし、損失についても、金額の明確性や認識時期の確実性が要請される。資産損失については、損金に計上する場合には恣意的な計上を排するために損金経理要件が付される（法33条2項）。最高裁判決も、金銭債権に係る貸倒損失について、その全額が回収不能であることが客観的に明らかとなることを要すると判示しており¹⁴、損失が不可逆的に確定した状態で損金算入が認められるものと解している。

法は、評価損という不確定段階での損失計上を原則認めない（法33条1項）のであり、資産の価値の減少が物理的な損耗や法律の規定に基づく手続の開始決定等の客観的な事実裏付けられて明確となった時点で初めて、資産損失として認識し得る状態となる。この点については、債務確定主義と同様の明確性、確実性を要すると解せられる¹⁵。

(5) 小括及び確定主義のとらえ方

債務確定主義及び損失の確定は、課税所得計算において明確かつ確実に所得を計算する要請に基づくものと理解される。課税実務も基本的にこの考え方に倣っていると思われ、裁判例でも支持されている。

一方で、ある種の見積費用を建てるのが合理的かつ必要な場合もあり、また近時、資産の含み損の早期償却を要請する会計実務との間で齟齬が生じている実態もある。債務確定について「債務の発生が確実であり、かつその金額が確認できることを意味するものと解し、このような要件が満たされる限り、費用の見越は許される」¹⁶と解する学説は、その方がむしろ合理的な課税所得計算に資することを指摘しているのではないかと思われる。

り計上認められている。

13 損害賠償義務のような場合には、「その債務が確定してはじめて損失として認識できることとなるので、あえて『債務の確定』しているものに限るといふ文言は必要ではないと考える」との説もある（武田昌輔編著『DHC 法人税法コンメンタール』1143頁）

14 最高裁平成16年12月24日判決（民集58巻9号2637頁、月報52巻3号1020頁、判時1883号31頁）なお、金銭債権の貸倒損失の計上事由は、法令解釈通達に具体的に定められている（法基通9-6-1～3）

15 谷口教授は、「費用の見越計上の禁止の観点から要請される損失に係る債務の確定ではなく、資産の評価損の損金不算入の観点から要請される損失の確定」を意味し、「そのような損失の確定は、損失の発生について客観的な確定性・確実性を要求するという意味で、損失の実現」と称している。（谷口〔2011〕342頁）

なお、この「損失の実現」は、前掲最高裁判決の控訴審判決（東京高判平成14年3月14日判決）でも、「課税は、私法上の法律行為の法的効果自体にはなく、これによってもたらされる経済的效果に着目して行われるものであるから、ある損金をどの事業年度に計上すべきかは、具体的には、収益についてと同様、その実現があった時、すなわち、その損金が確定したときの属する年度に計上すべき」と述べ、確定時の損失の認識を説示している。（岡村〔2007〕186頁）

16 金子〔2011〕294頁

次節では、税制改正において課税ベースの拡大と債務確定主義との関係がとりあげられたケースについて検討したい。

2 近時の税制改正にみられる債務確定主義との関係

(1) 債務確定主義の厳格化と引当金制度の縮減

経済社会の国際化の進展を踏まえ、我が国の税制のあり方について変革の方向性を示すものとして、平成8年11月に税制調査会法人課税小委員会による報告（以下、「報告」という）がなされた。その中で、先進諸外国の税制改正の動向にならい、我が国法人の国際競争力を強化するため、「課税ベースの拡大と法人税率の引き下げ」という目的が掲げられた。

そのひとつの方策として、「債務確定主義の徹底」が挙げられ、「費用の計上時期の適正化を図る場合においても、課税の公正・明確化の観点から、不確実な費用や長期間経過後に発生する費用の見積り計上は、法人税法においては、これを極力抑制する必要がある」¹⁷という方向性が示された。

これを踏まえた改正として、平成10年度から段階的に引当金が縮減されていった。具体的には、平成10年度改正における法定繰入率の廃止¹⁸等を内容とする貸倒引当金制度の改定、賞与引当金・特別修繕引当金¹⁹・製品保証等引当金の廃止、及び平成14年度改正における退職給与引当金の廃止である²⁰。

これらの改正趣旨として、不確実な見積要素による費用・損失の計上を排除し、あるいは長期間にわたる費用計上と支出のタイムラグを抑制的に取扱うということが挙げられている²¹。これは報告に示された方向性を踏まえて、未発生費用の見越計上である引当経理を限定し、課税ベースを拡大し法人税率を引き下げる主旨と理解できる²²。

(2) 国際競争力の強化と減価償却制度の改正

平成19年度に行われた減価償却制度の改正は、250%定率法の採用、残存価額の廃止（備忘価額1円を除く）、法定耐用年数の縮減を主な内容とする。改正趣旨として、「税制における国際的なイコールフットイングの確保」²³が強調されている。すなわち、我が国法人の国際競争力を強化するためには、法人税制の税率及び適用制度を国際的にみて同等の水準とし、海外企業と競争条件を同

17 『税制調査会法人課税小委員会報告（平成8年11月）』四. 2(2)d.

18 中小企業については、引き続き法定繰入率の使用が認められる（租税特別措置法57条の9）

19 特別修繕準備金制度として、租税特別措置法に移管された（租税特別措置法57条の8）。

20 なお、平成23年度税制改正大綱には、「貸倒引当金制度について、適用法人を銀行、保険会社その他これらに類する法人及び中小法人等に限定します。」とあり、損算入限度額を段階的に縮減しながら同制度を原則的に廃止する方針を示す記述がある。

21 このほかの重要な改正理由としては、業種・業態による課税の不公平の是正が挙げられる。法定の定期検査が義務付けられる業種を対象とする特別修繕引当金や対象業種がその都度追加される製品保証等引当金については、この理由が当てはまる。

22 しかし、そもそも引当金は、費用認識を実際の発生時点から前転させるだけの効果があるにすぎないから、全期間を通じた所得合計額には変化が生じない。

23 財務省「平成19年度税制改正の解説」249頁

等とすることが要請されることから、他の主要先進国で採られている制度を我が国税法にも採り入れるというものである。

250%定率法については、償却による経済的効果である「固定資産の流動化」ないし「自己金融効果」が企図されている。すなわち、減価償却は支出を伴わない費用であり、これを資金的裏付けのある実現収益と対応させることにより、固定資産に投下され企業内部で拘束された資本が流動的な資金に転化（固定資産の流動化）し、除却廃棄時までには再投資資金が蓄積する（自己金融効果）というものである。250%定率法で早期に償却を行うことにより、固定設備に投下された資金を早期に回収し、これを再投資の資金に回して資金循環を向上することが理論的に可能と言える。

しかしながら、減価償却の本旨は、固定資産が「企業において長期間にわたり収益を生み出す源泉である」ことに鑑み、その取得に要した金額、すなわち「将来の収益に対する費用の一括前払の性質」を有する取得原価を「使用または時間の経過によってそれが減価するのに応じて徐々に費用化する」²⁴ことであり、償却資産の一般的な減価態様に即して所得を算定するための計算手続と考えられる。この点からすれば、250%定率法は、減価態様とは無関係²⁵に、むしろ「定率法の償却カーブについて、主要国と比較して遜色のないものとするとの強い要請」²⁶に基づいて導入されたものであり、適正な所得算定より経済効果を狙った制度であるといえる。

しかし、早期の資金回収を図る早期償却計算も、償却額に見合う黒字所得があることが前提となり、償却に見合う経済効果が創出されるかは保証の限りでない。また、回収された資金は必ずしも固定設備の再投資資金に投下されるとは限らないため、むしろ課税ベースを縮小し法人税負担を軽減する政策的要請と考えるのが妥当であると思われる。とするならば、発生費用を前転して計上するという点では、債務確定主義の厳格化の文脈において縮減された引当金とは、真逆の効果を有する制度改正であるといえよう。

(3) 小括

引当金と減価償却費はいずれも現金支出を伴わない発生費用の典型²⁷であり、報告に示された「債務確定主義の厳格化」は、減価償却制度の改正には当てはまらないと思われる。税法会計は発生主義会計の枠組みを包括的に採り入れているが、収支と収益・費用の計上のズレによる見越しや繰延べは不可避免的に発生するのであり、長年の実務の中で引当金や繰延資産を計上する処理は健全な実務慣行として定着している。

引当金は、減価償却と同じく一定の資金留保の機能や期間損益の平準化の機能を果たしており、改正前の法の定める範囲で損金認識が明確性や確実性に配慮されていることを前提に、一定の引当金を経理を存置することがむしろ合理的と考える。なお、引当金や減価償却制度など認識時点のズレに

24 以上、金子 [2011] 306頁

25 ただし、競争環境等の外部環境の変動が激しい中で固定設備の経済的命数が縮小している状況においては、早期償却が妥当するケースも少なからず存在すると思われる。

26 財務省前掲250頁

27 ただし、償却資産の購入時に支出（支払義務）が生じているのに対し、引当金は費用の見越計上であって支出行為は事後的に行われる。

よる一時差異²⁸は、一定のタイムスパンの中でいずれは解消するものであり、課税ベースの拡大を企図してもその効果は一時的に留まり、後年の損金額を増大させ所得額を圧縮する点も指摘できよう。

このように、債務確定主義が課税ベースとの関係で論じられるが、発生費用を拡大するかどうかは税負担の問題であり、その時々の方政策的要請に基づくものである。最近では、先進諸外国並みの水準に法人税負担を軽減し企業活動を促進する方向²⁹にあり、そのための財源確保を目的に再び課税ベースの拡大と費用認識の後転が企図されている。

3 公正価値会計の進展と債務（損失）確定主義の関係

(1) 公正価値会計を巡る会計基準の設定

我が国企業会計基準の国際財務報告基準（International Financial Reporting Standards; IFRS）とのコンバージェンスが進展し、両者の主要な差異は解消された状態にあると評価されている。2009年6月に取りまとめられた金融庁企業会計審議会の報告書³⁰によれば、上場企業に対し2010年3月期よりIFRSの任意適用を開始し、2012年中に上場企業の連結財務諸表に対しIFRSを適用するかどうか判断するとされている³¹。

相次いで発遣された会計基準には、バランスシート項目の公正価値による評価が規定されている。「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」（以下、「公正価値基準案」という）によれば、公正価値とは、売却価値、すなわち「測定日において市場参加者間で秩序ある取引が行われた場合に、資産の売却によって受け取るであろう価格又は負債の移転のために支払うであろう価格（出口価格）」³²と規定される。

一方、公正価値評価による評価差額の取扱いについては、「包括利益」の概念が導入される。包括利益は、一期間の純資産の増加分から資本取引を除いた部分であり、当期純利益（及び少数株主持分損益）と「その他の包括利益」で構成される。当期純利益を構成せず純資産の部に直入されていた「その他有価証券評価差額金」は、包括利益計算書の「その他の包括利益」の項に収容³³される。包括利益の導入により、バランスシートの純資産との間でクリーン・サープラスの関係が成立し、利益計算書とバランスシートが連繫する³⁴。

28 「税効果会計に係る会計基準」企業会計審議会（1998年）第二、一

29 平成23年度税制改正大綱において、法人税率の引き下げとの見合いで課税ベースを拡大するために、法人税法上の加速償却制度の償却率を定額法の2.5倍から主要国並みの2.0倍に引下げ、償却カーブを緩和する措置を盛り込んでいる。

30 「我が国における国際会計基準の取扱いに関する意見書（中間報告）」企業会計審議会（2009年）

31 足下の状況では、IFRS強制適用が2015年3月期に実施されるとの憶測を否定し、「少なくとも2015年3月期についての強制適用は考えておらず、仮に強制適用する場合であってもその決定から5-7年程度の十分な準備期間の設定を行うこと」との金融担当大臣の会見があった（平成23年6月21日）。

32 「公正価値測定及びその開示に関する会計基準（案）」企業会計基準委員会（2010年）4項

33 「包括利益の表示に関する会計基準」企業会計基準委員会（2010年）7項

34 斎藤 [2010] 51頁。なお、クリーン・サープラスとは、「株主取引の影響を除いたとき、『期首純資産+期間利益=期末純資産』が成立する関係」をいう（同50頁）。

測定、表示に関する会計基準が整備されることにより、公正価値会計を受容する前提条件が整備されている状況にある。

(2) 資産項目の下向的評価と損失確定

企業会計原則において期末資産の時価評価は、棚卸資産、有価証券に低価基準を適用する場合に限られていた。時価が下落したときのみ下向的に評価する論拠を保守主義的慣行により説明する場合が多くみられた³⁵が、減損会計基準³⁶、棚卸資産会計基準³⁷においては、専ら回収可能原価説に依拠して統一的に説明されている。ここに、回収可能原価説は、時価の下落によって資産の有用性が喪失した場合に、その下落分を当期の費用として配分し回収可能な額まで評価を切り下げる処理と理解される。

事業投資の性質を有する棚卸資産や固定資産の配分額は、取得に要した原価から事業活動の成果を付加したより高い価値に置き換えられる。固定投資が事業リスクから解放され事業活動の成果が確定するのは販売時点であり、そこで営業債権等のキャッシュの流入という事実を伴って実現したときに、それに対応する部分が費用として配分される。それまでの間は事業活動に拘束された状態にあるから、投資の評価としては取得原価のまま据え置かれるのだが、将来の投資の収益性の低下が明らかとなり回収が見込めなくなったときには、当該低下分を評価するため資産価額を減額する³⁸。これは、将来の予測し得る損失を繰り越さず、回収可能性を資産価額に反映させることを重視する処理である。

一方、将来の収益性の低下に基因する価値の切り下げについて、法人税法は観念していないといえる。すなわち、評価損（法33条2項）の計上事由³⁹は、物量的減失⁴⁰、質的变化⁴¹、法律に規定する一定の手続の開始⁴²等に限定されており、いずれも特定の事実の発生ないし成立によって資産価値の下落が客観的に認識できることを要件として計上が容認される。回収可能額の低下は回収時点で実現するまでは未実現の見込損失であり、会計基準に規定する資産の下向的評価の論拠は、損失計上の確実性を求める税法の考え方とは相容れないと思われる⁴³。

(3) 測定指標と損失確定主義

公正価値のうち、会計基準に規定されている有力な測定指標として「正味売却価額」と「使用価

35 中村 [1988] 35頁, 加古 [2009] 24頁

36 「固定資産の減損に係る会計基準の設定に関する意見書」企業会計審議会（2002年）三、基本的考え方3。

37 「棚卸資産の評価に関する会計基準」企業会計基準委員会（2006年）36項, 40項

38 齋藤 [2010] 39-40頁, 57-8頁, 255-6頁参照

39 なお、資産が完全に減失したり損壊した場合の損失は、評価換えによる帳簿価額の減額でなく、完全に損失が実現し確定しているから公正処理基準に基づく損失（法22条3項3号）となる。（岡村 [2007] 189-90頁）

40 災害による著しい損傷（令68条1項1号イ, 3号イ）、破損・型くずれ（法基通9-1-5(1)）等

41 著しい陳腐化（令68条1項1号ロ）、一年以上の遊休化（令68条1項3号ロ）、用途変更（令68条1項3号ハ）、品質変化（基通9-1-5(1)）等

42 会社更生法等による更正計画に従った評価換え（令68条1項1号ハ, 3号ホ）等

43 棚卸資産の評価方法として低価法が規定されている（令28条1項2号）が、これは昭和37年の商法改正前の時価以下主義からの系譜である。（横山 [1993] 137頁）

値」があげられる⁴⁴。正味売却価額は、資産の時価から処分費用見込額を控除して算定される金額であり、使用価値は資産の継続的使用と使用後の処分によって生ずると見込まれる将来キャッシュ・フローの現在価値である⁴⁵。

固定資産の減損の測定において使用されるこの二つの測定指標について、法人税法の現行規定と比較する。資産損失を規定する法33条2項で適用される時価は、「当該資産が使用収益されるものとしてその時において譲渡される場合に通常付される価額」（法基通9-1-3）、すなわち正味売却価額⁴⁶が想定されている⁴⁷。一方、使用価値のような概念はおよそ所得税における測定指標には相容れず、見積キャッシュ・フローによる割引価値は、法の中で極めて限局された場合⁴⁸にのみ認められるのみである。

正味売却価額を用いた下向的評価は、利益計算の上では評価時点で売却を擬制して未実現損失を計上することであるから、損失の確定を要する法のスタンスと相容れない。また、処分費用見込額（見積譲渡経費、アフターコスト）を売却見込額から差し引く処理は、これらの引当経理を行うことに等しいため、債務確定主義からの問題も指摘される。

また、使用価値を用いる場合も、将来キャッシュ・フローの現在価値算定に当たり、キャッシュ・フローの長期的見積りや割引率の選択に見積要素が大きく介入し、主観的で課税庁にとっての検証（反証）可能性がなく、およそ課税所得の算定に適さない。また理論的にも、使用価値の減少は、割引率の変更がなければ、将来の収益実現によって創出されるキャッシュ・インフローの低下を要因としており、将来の収益低下を先取って未実現の段階で損失計上するものだから、やはり損失の確定を要する法のスタンスと相容れない。

(4) 小括

個別の会計基準に公正価値評価が規定され、かつ公正価値の測定・開示及び包括利益計算書に関する会計基準が整備されたことから、公正価値を巡る会計実務は進展している。一方、税法において損失はその計上を実現による確定を要するから、将来の収益性・回収可能性の低下を要因とする資産価額の切り下げについては、そもそも念頭にないと言えよう。また、測定値として利用する正味売却価額や使用価値についても、将来の売却を擬制した上で未実現の含み損を計上する点及び主観的な予想や見積りから構成される将来キャッシュ・フローの現在価値を用いる点は、損失確定主義と相容れないと思われる。

44 「固定資産の減損に係る会計基準」企業会計審議会（2002年）

45 同基準注解注1-2, 3

46 正確には、譲渡可能価額から譲渡経費の見積額を控除した正味実現可能価額とは異なるとの説明がある。窪田編〔2008〕676頁

47 減価償却資産にはさらに、複成価格法（法基通9-1-19）が使用される。

48 例えば、一定の未決済デリバティブ取引のみなし決済による損益の額の算定（法61条の5・1項）に際し、取引当事者間の約定金額を算出する場合（法施行規則27条の7・3項1号）。

おわりに－会計と税務の交錯と債務（損失）確定主義の現代的意義

企業活動のグローバル化の進展により会計基準をシングルスタンダードで統一し、財務諸表の比較可能性を高める要請が強くなり、主要国でIFRSの強制ないし任意での適用が拡大している。我が国でも、国内基準との主要差異は埋められ、連結財務諸表のみ先行してIFRS適用の可否を検討する期限（2012年中）が見据えられていたところ、直近の状況では、先々の工程に不透明感が広がっている。

連結財務諸表にIFRSを適用することになるとしても、なお、原則主義の下で実務的に解釈をどうするか、個別財務諸表への適用をどうするかという全般的な課題⁴⁹に対し明確に対応しなければならない。さらに、収益の認識基準、のれんの償却処理、オペレーティング・リースの取扱いなど個別の分野で、国内基準とIFRSとの差異が現存⁵⁰しており、実務的にIFRSに対応するにはなお、相応の準備期間を要すると思われる。

一方、我が国会計基準のIFRSへの接近に伴い、会計と税務の乖離は拡大する一方であるが、課税処理の相当部分を公正処理基準に委ね確定決算主義を維持する立場からは、会計実務と税務との親和性が求められ、現に昨今の累次の会計基準の制定・改正に合わせて、税法改正が行われているところである。貸倒引当金（個別評価金銭債権に係る貸倒見積高の算定制度の導入⁵¹、平成10年度）、売買目的有価証券の時価評価（平成12年度）、短期売買商品の時価評価（平成19年度）は、会計基準の処理との親和性を保持する改正であった。そのような文脈においては、税法は会計の考え方を部分的に採り入れているのではないと思われる。

ただし、税制改正は税収の確保又はその逆の減税による事業活動の促進といった社会経済の状況を踏まえた政策的要請により決するもので、退職給与引当金の廃止や減損損失、資産除去債務の取扱いなど、会計基準の設定と逆行したりあるいは会計基準とは一線を画すなど、その採否については是々非々で対応している感は否めない。

しかし、近時の経済情勢の中では、決算で資産の潜在的含み損を顕在化し税務もこれを追認する要請が社会的にも強く求められてきた経緯があり、損失の計上について比較的弾力的な扱いに向かっているのではないと思われる。住専向け金銭債権の貸倒損失を認めた前記最高裁判決（平成16年12月24日）においても、はじめて債権回収に係る労力や取立費用など債権者の事情・経済的環境も含めて考慮するよう判示したが、これは損失確定要件を緩和する要素を裁判所が積極的に肯認したものと理解できる。

公正価値会計は開示方法や計算書の様式の基準は明らかとなったが、どの項目にどの測定指標を用いてどう評価するか、より詳細かつ具体的な内容は、今後のIFRSを巡る議論の中で深められ、実務で醸成されていっただろう。公正価値会計の進展に対し、税法の債務確定主義や損失確定の要件はそれに合わせて緩和することが求められるのではないと思われる。

そのような流れの中で、課税所得決定のための本質的な要件である金額の明確性及び認識の確実性

49 兼田克幸「我が国上場会社の会計・ディスクロージャー制度及びコーポレート・ガバナンスの在り方」岡山大学産業経営研究会報告書46集（2011年）18-20頁

50 兼田前掲論文17頁

51 債権償却特別勘定が廃止され、貸倒引当金に包摂された。

は、公正価値会計の進展に伴い増大する見積り要素を牽制する根拠となるのではないと思われる。公正価値基準案では価値算定の根基となる数値（入力数値）の信頼度に応じて、レベル1ないし3に分類しそれを開示⁵²することとなっている。最も信頼度の高いレベル1入力数値は活発な市場における公表価格であるが、それ以外では類似資産の価格や理論値が用いられることがある。

公正価値による測定は信頼度の低い数値の介入を許す可能性があり、課税所得計算において使用する場合にはその信頼度を検証する必要がある。課税所得計算における明確性や確実性の要請はそのような意味合いを強めるとと思われる。

参 考 文 献

- 斎藤静樹『会計基準の研究 増補版』中央経済社（2010年）
 斎藤静樹編著『詳解討議資料 財務会計の概念フレームワーク第2版』中央経済社（2009年）
 醍醐聰『会計学講義 第4版』東京大学出版会（2008年）
 米山正樹『減損会計－配分と評価－ 増補版』森山書店（2003年）
 金子宏『租税法 第16版』弘文堂（2011年）
 金子宏『所得概念の研究』有斐閣（1995年）
 金子宏編著『ケースブック租税法 第2版』弘文堂（2007年）
 岡村忠生『法人税法講義』成文堂（2007年）
 谷口勢津夫『税法基本講義 第2版』弘文堂（2011年）
 武田隆二『法人税法精説 平成15年版』森山書店（2003年）
 水野忠恒『租税法 第5版』有斐閣（2011年）
 武田昌輔編著『DHC 法人税法コンメンタール』第一法規
 窪田悟嗣編著『法人税基本通達逐条解説 五訂版』税務研究会出版局（2008年）
 成道秀雄『新版税務会計論 第2版』中央経済社（2009年）
 品川芳宣『課税所得と企業利益』税務研究会出版局（1982年）
 中村忠『新版財務諸表論セミナー』白桃書房（1988年）
 横山和夫『法規会計』税務経理協会（1993年）
 加古宜人『財務会計概論 第8版』中央経済社（2009年）
 古賀智敏「公正価値概念の考え方」企業会計62巻11号（平成22年）
 丸岡健「公正価値測定及びその開示に関する会計基準案等について」企業会計62巻11号（平成22年）
 北村敬子「割引現在価値測定と公正価値」企業会計62巻12号（平成22年）
 醍醐聰「原価配分原則で低価基準を合理化できるか」会計148巻6号1頁
 原省三「棚卸資産の評価に関する会計基準と法人税法の調整の方向性」税大論叢56号（2007年）
 品川芳宣「含み益、含み損に関する法人税の課題」税経通信99年5月号
 品川芳宣「法人税における時価主義の現状と課題」税経通信01年4月号
 小山威倫「法人税法における損金認識基準としての債務確定主義」広島経済大学経済研究論集5巻3号（1982年）

52 公正価値基準案15項

A study on the conflict and intertwine of the accounting standards and the tax law in asset losses

Hiroaki Kobayashi

This paper first refers to the key concept of recognition of asset losses under the corporate tax law. The tax law basically restricts the loss deduction and imposes requirements of “settlements” with a fact of physical or monetary damage for the special loss deduction unless potential nonrecognized losses may be deducted under the accounting standards from the viewpoint of disclosure for asset fair values. This loss deduction rule is derived from the foreseeability and legal stability in calculation of taxable income.

This paper secondly explains the content and legislative context of the recent amendments in the depreciation system and allowance expenses. Some allowance systems has been repealed in order to enlarge the tax base and increase the tax revenue, however, the accelerated depreciation, newly introduced system in the recent corporate tax reform, brought a broad accrual expense, where it caused an opposite result to the tax base. I would rather mention the background of the past tax reforms and suggest the range of estimated accrual expenses should be more broadened.

Finally, this paper would clarify the contemporary signification in the loss deduction rule. ASBJ has issued the cumulative accounting standards for the global convergence, and is now required the final decision for the IFRS adoption. It would likely be said that harmonization between the accounting and tax enforcement would be continuously pursued through this convergence process. The loss deduction rule would have a vital role in the fair value measurement in tax accounting, where tax income and each tax item on a balance sheet are measured by an index with high accuracy and legal settlement.